

第3回富田林市庁舎整備基本計画策定委員会（書面開催）議事録

開催概要	
■書面開催について	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一堂に会しての会議を中止し、書面での開催としました。
■開催内容	書面会議を2度実施し、それぞれ資料を送付して、情報共有するとともに、お気づきの点、ご意見及び助言を「意見記入シート」により提出いただきました。また、2回の書面会議を受けて、最後にまとめを作成し、送付しました。 (第1次の資料に対して、各委員からいただいたご意見を一覧にし、事務局の考え方と共にまとめたものを、第2次の資料として再度送付しました。)
■日 程	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次書面会議資料送付：令和2年4月25日（土） 意見等提出期限：令和2年5月2日（金） ・第2次書面会議資料送付：令和2年5月13日（水） 意見等提出期限：令和2年5月20日（水） ・書面開催まとめ送付：令和2年5月28日（木）
■回 答 数	12人（委員12人中） 三星昭宏委員長、久保清一副委員長、緒方清隆委員、樫本浩之委員、神前陽一郎委員、佐久間康富委員、武田宗久委員、新里恵美委員、西端薫委員、東野美江委員、美馬一夫委員、山元直美委員
■議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本理念・基本方針（案）について (2) 前回会議におけるご意見を踏まえた検討案の整理について (3) 庁舎規模及び整備場所について (4) 職員アンケート（報告）について (5) その他
■資 料	<p>第1次書面会議資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見記入シート ・（資料1）庁舎整備の基本方針 ・（資料2）第2回庁舎整備基本計画策定委員会の主な意見と基本計画への反映 ・（資料3）富田林市庁舎整備基本計画（検討案） ・（資料4）庁舎整備の必要規模 ・（資料5）庁舎整備の場所 ・（資料6）候補地の評価・比較【添付資料】 ・（資料7）富田林市庁舎整備に関する職員アンケート報告書 ・第3回庁舎整備基本計画策定庁内検討委員会での意見 ・総務文教常任委員会での議員意見 ・議題の内容説明 <p>第2次書面会議資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見記入シート ・（資料1）基本理念・基本方針について 委員意見一覧 ・（資料2）策定委員会のご意見を踏まえた基本計画（検討案）の整理について 委員意見一覧 ・（資料3）庁舎の規模について 委員意見一覧 ・（資料4）庁舎整備場所について 委員意見一覧 ・（資料5）職員アンケート（報告）について 委員意見一覧 ・（資料6）その他 委員意見一覧 <p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回富田林市庁舎整備基本計画策定委員会書面開催まとめ

議事

(1) 基本理念・基本方針（案）について

■第1次書面会議（資料1）

- ・基本理念（案）としてお示しさせていただいた以下の案1～案5について、最もよいと思う案と次によいと思う案を選定していただき、その選定理由やご意見をいただきました。
- ・案1～案5の他にも、案を修正したものや、新たな提案をいただきました。
- ・よいと思う案として、案3、案5、案4の順に多くの意見をいただきました。
- ・この結果を再度、各委員に送付し、第2次書面会議で基本理念を設定しました。

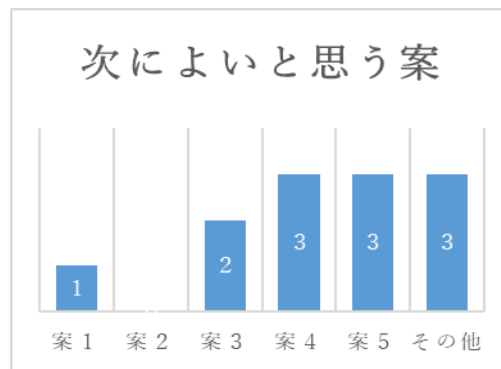
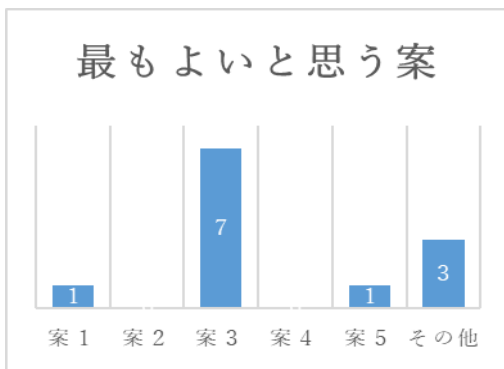
案1 人・歴史・自然がつながる富田林のゲートウェイ

案2 人・歴史・自然がつながる富田林シティホール

案3 人・自然・歴史を次世代につなぐ富田林の創生拠点

案4 富田林の歴史・自然をあしたへ紡ぐみんなの居場所となる庁舎

案5 歴史と自然に恵まれた富田林～人とまちが元気になる明日の創生拠点～



(その他は、案1～案5以外で案を修正したものや、新たな提案をいただいた委員の数です。)

(意見1)

最もよい案（回答なし） 次によい案（回答なし）

- ・富田林市新庁舎は「人と自然、歴史・文化を明日へ拓く交流・創造拠点」

（総合ビジョンは、「ひと、自然、歴史」がキーワードですが、「文化」を加えています。地域社会全体を示すには、人の営みが歴史・自然の中で文化を創造し、社会を発展させてきたのでは？市民の交流と行政の創造）

(意見2)

最もよい案（案3） 次によい案（案1）

- ・同じような意味であれば、理念はシンプルなものの方がよいと思う。
- ・シティホールは市庁舎そのものではないか。

(意見3)

最もよい案（案3） 次によい案（案4）

- ・基本理念として案3、4を選定した理由は、富田林のかけがえのない財産（歴史・自然）を次

世代のために紡ぎ活かすまちづくりの拠点、居場所（みんなの）と言うことばが解り易くよいと思いました。また、庁内検討委員会意見の「全体としての意見 ○本来庁舎という・・・」ご意見は私も同感で盛り沢山のテーマパーク化しないかなと、近年想定されている自然災害時の対応や利用しやすさにまず軸足を置き、その上で「まちづくり」「居場所」を考えてゆくことなのかなと思います。

(意見 4)

最もよい案（案 3 + 4） 次によい案（案 4 + 3）

- ・「人・歴史・自然を次世代につなぐ みんなが集える庁舎」

※あえて富田林という文字を入れずにシンプルにしました。

(意見 5)

最もよい案（案 1） 次によい案（案 3）

- ・一般的に基本計画原案は防災性、機能性など自明の価値に則った提案であり妥当とはいえませんが、まちづくりの戦略の拠点としての記述が弱いように感じています（そこを指摘するのが本委員会の役割でもあるかとも思いますが）。

本理念に求められることとして、戦略的な記述、具体的には上位計画に示されている本市の目指す将来像の視点、「市民参加と協働」「人の流れを生む魅力の発信と愛着の醸成」…といった視点が表れているのが「つなぐ」「つなげる」という表記であろうかと思えます。また、あとに続く「基本方針 1：わがまち富田林・まちづくりの顔となる」への対応としては、「ゲートウェイ」「創生拠点」といった表記になろうかと思えます。

以上のように、案 1、3 の表記がまちづくりへの意志を示す戦略的な記述となっているのではないかと思います。

ただ、「ゲートウェイ」という表記がよいかどうかは他の委員の意見も聞いてみたいと思えます。「高輪ゲートウェイ」の駅名があまり評判よくなかったこともあり、同様の名称をつけるのは若干のためらいがあります。一方で、市民ワークショップによって提案された特徴的なフレーズであり、「創生拠点」よりも「ゲートウェイ」という用語の方がつながり、人の流れ、魅力の発信を想起させる用語でありますので、どちらかを選ぶとすれば「ゲートウェイ」ではないではないかと考えました。

(意見 6)

最もよい案（案 3） 次によい案（案 5）

- ・案 1 及び案 2 については、いわゆる横文字が使用されており、なじみにくい印象を持ちました。特に、案 2 について、特段の理由なく「シティホール」という市役所の英語を用いることには疑問なしとしえません。

案の 4 については、「みんなの居場所となる庁舎」とあるところ、「みんな」とは少なくとも市民を含むものと解する余地があると思われれます。そもそも庁舎は公用財産ですので、市民の居場所という位置づけは庁舎の概念になじまないと思えます。

そうすると、残るのは案 3 及び案 5 ですが、案 3 の方が次世代に豊かな富田林の自然、歴史を承継していくというイメージを前に出しており、昨今、重要性が指摘されている SDGs との一定の関連性もうかがえます。そこで、案 3 を最もよい案としました。

(意見 7)

最もよい案 (案 5) 次によい案 (案 3)

- ・ 5、3 わかりやすい

(意見 8)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・ まちづくりの拠点となることが重要かと思います。

(意見 9)

最もよい案 (回答なし) 次によい案 (回答なし)

案 1～案 5 からは選べませんでした。案 4 と案 5 から提案 1 と提案 2 としたいと思います

- ・ 提案 1 「富田林の歴史・自然をあしたへ紡ぐひらかれた庁舎」
案 4 の「居場所」とすると市民の積極的な活動の場がイメージできません。「ひらかれた」は市民が主体的に庁舎を活用してまちづくりに参加していくというイメージがわいてくると思います。
- ・ 提案 2 「歴史と自然に恵まれた富田林～人とまちが元気になるひらかれた庁舎～」
案 5 の「創生拠点」は言葉に馴染みがなく、かたすぎると思います。

(意見 10)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 4)

- ・ 案 3 は親しみやすいです。
- ・ 案 4 は同じくわかりやすく親しみやすいです。
- ・ 案 1、案 2 もよいのですが、横文字に抵抗がある人もいるかと思います。

(意見 11)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 4)

- ・ 古い歴史が明らかになっている富田林市は子どもも大人にとっても学びの場と言えます。(部落問題も含めて)
- ・ 人と自然と産業、労働がとけあった街づくりの中心が市役所の役割だと思います。本格的な資料館の建設は別途建設いただくとして、上記のことの一部分が展示された常設スペースが作れないでしょうか。

(意見 12)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・ 庁舎の役割は時代の要請に応えられるものでなければならない。ゲートウェイやシティホールという言葉は、庁舎のハード面的な役割と捉えられやすい。
案 3 において、写真下 (寺内町や石川の写真) の「新庁舎は～」という三行の説明はシンプルながら説得力がある。案 5 も同様に市民にとってどんな町づくりかという理念が明確である。ただし、庁内検討委員会で「文言が長い」という意見があったようにインパクトに欠ける。庁内検討委員会で「創生」という言葉への意見があったが、次世代と見据えた新庁舎という点では「ここからがスタート」という考え方も出来るので、「創生」でもあまり違和感を感じない。

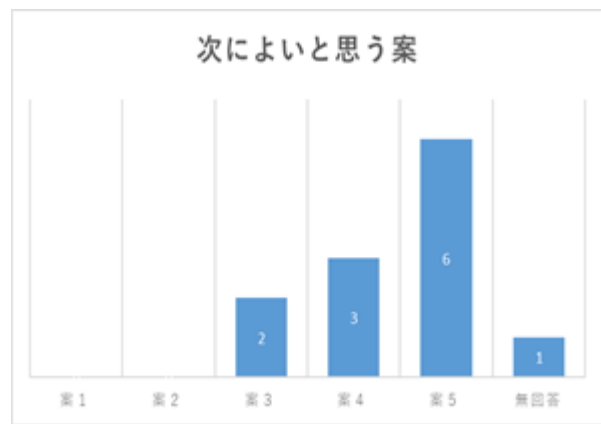
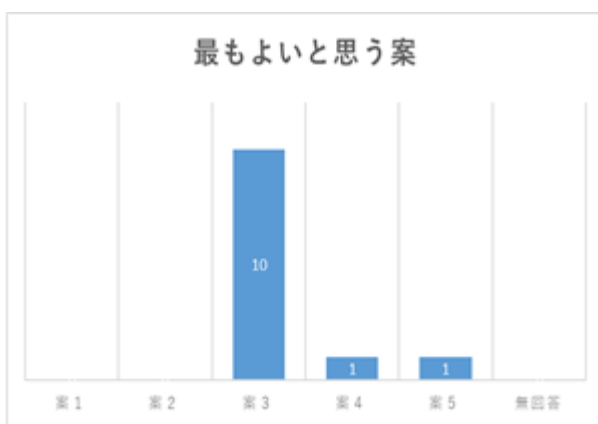
■第2次書面会議（資料1）

- ・基本理念（案）として、第1次書面会議で絞られた案3～案5について、最もよいと思う案と次によいと思う案を選定していただき、その選定理由やご意見をいただきました。
- ・今回、最もよいと思う案として1番多く選定いただいた案3「人・歴史・自然を次世代につなぐ富田林の創生拠点」を基本計画（検討案）の基本理念とします。（基本理念については、今後、策定委員会の中でさらに検討し、最終的な基本計画の基本理念を決定します。）

案3 人・歴史・自然を次世代につなぐ富田林の創生拠点

案4 富田林の歴史・自然をあしたへ紡ぐみんなの居場所となる庁舎

案5 歴史と自然に恵まれた富田林～人とまちが元気になる明日の創生拠点～



（意見1）

最もよい案（案3） 次によい案（案5）

- ・「居場所」は、地域住民が交流するための場所の意味としてコミュニティ関連でよく使われる用語。

（意見2）

最もよい案（案3） 次によい案（案4）

- ・シンプルでわかりやすい。

（意見3）

最もよい案（案3） 次によい案（案4）

- ・選定理由は前回と同じです。

（意見4）

最もよい案（案4） 次によい案（案3）

- ・市民が行政とともに自主的な活動ができる場所としての庁舎。
- ・諸手続きのための短時間滞在の施設からの脱却と発想の転換。
- ・あらゆる面において市民ファーストを象徴するコンセプトと機能。
- ・市民サービスから市民協働の場所へとパラダイムシフトする。

(意見 5)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (回答なし)

- ・第 1 回意見記入シートに記載のとおり、戦略的に市民と行政、市民と市民、市民と移住希望者を「つなぐ」、次世代に継承するという考えが表明されているのが、案 3 かと思います。

(意見 6)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・第 1 回意見記入シートのとおり。

(意見 7)

最もよい案 (案 5) 次によい案 (案 3)

- ・案 5 創生拠点…創生…市民にわかりやすいのか。
- ・創造拠点 (他の委員の案) への差し替えもありかと思います。

(意見 8)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・幅広く市民に理解しやすい理念かと思います。

(意見 9)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・案 3 は「次世代につなぐ」がキーポイントで、未来にひろがるイメージがよいと思います。A 委員の「歴史・文化」とする意見は賛成です。文化は人々がつくり出してきたもので、大事なものだと思います。加筆したほうがよいと思います。
- ・案 5 は「人とまちが元気になる」というワードは、わかりやすくよいと思います。
- ・案 4 は「あしたへ紡ぐみんなの」までは、市民が主体的にまちづくりに参画しているイメージがわかります。しかし「居場所」は違うと思います。交流しながら、市民と行政が協働でまちをつくっていく場所だと思います。

(意見 10)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・案 3 はわかりやすいです。
- ・案 4 と 5 はどちらでもよいです。

(意見 11)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 4)

- ・わかりやすい表現と当たり前のことですが、すべての土地には「人・自然・歴史」があり、今に至っています。
- ・何がすぐれているとか劣っているとか分類しがちですが、そうではなく、今に至っている歴史を受け止める市政の拠点として期待します。

(意見 12)

最もよい案 (案 3) 次によい案 (案 5)

- ・理念・方針はわかりやすく、シンプルであることが一番の条件。
- ・富田林市が今後どのような市を目指すのかというねらいも明確。
- ・SDGs との関連もある。

(2) 前回会議におけるご意見を踏まえた基本計画（検討案）の整理について（資料2、3）

- ・前回の策定委員会でいただいた意見の整理及び基本計画（検討案）全般について、様々なご意見やご提案をいただきました。
- ・いただいたご意見については検討し、基本計画に反映できるものについては反映します。

(意見1)

- ・第1回委員会から申し上げてきたことですが、新庁舎は、庁舎単体の計画ではなく、まちづくりの視点から、本市特有の資産である伝建地区寺内町及び南河内行政等関係施設が集中する地域の特性を活かした本市拠点地区整備を新庁舎整備と併せて行い、魅力ある都市創出を目指すことがSDGsとして求められると考えます。

その点の記述が弱いor ないようです。（資料3 P12）

- ・利便性に配慮した駐車場・駐輪場（P24）
寺内町の歴史資産を活かした観光事業の活性化は、中心地区の重点施策として考えられるが、その推進のため観光客や観光バスの駐車場の整備が必要である。新庁舎駐車場は休日に観光客等が利用できること、また庁舎と寺内町間の線的・面的整備計画が求められる。
- ・基本方針4：自然環境に呼応する～立地に見合った環境配慮庁舎～（P28）
地域産木を利用し、自然環境にも人にも優しい庁舎づくりは？

【本市の考え方】

- ・本市拠点地区整備については、基本計画（検討案）の中に記載しております、上位・関連計画の中で検討していくことになると思います。
- ・観光客や観光バスの駐車場の整備については、P24◆来庁者用駐車場に記載しておりますとおり検討します。また庁舎と寺内町間の線的・面的整備計画については、関係する上位計画の中で検討します。
- ・基本計画（検討案）P17に記載しておりますとおり検討します。

(意見2)

- ・特になし

(意見3)

- ・説明用イラスト、他市事例の写真も多く、理解・検討しやすい構成だと思います。
- ・特に質問はありません。

(意見4)

- ・資料2及び資料3でまとめられた内容と、そこに示されたイメージの図や写真について、本計画の設計条件とうまくマッチングしているかが心配である。資料3で示された規模の検討（用途別面積）にも関係するが、特に施設の内部写真のスケールなど、面積的に問題はないか。事務局での修正箇所については良いが、以上、気になる点である。

【本市の考え方】

- ・基本計画（検討案）に記載の写真はあくまでもイメージをしていただくための他市事例の写真であり、実際の用途面積に関しては設計の段階で検討していきます。
また、基本計画（検討案）の中にも上記の旨を追記します。

(意見 5)

- ・特にありません。ご検討、対応ありがとうございました。

(意見 6)

- ・資料 2 には、駐車場の充電設備について「有料貸出等の運用面については、計画以降検討する」とあります。このこと自体に特段の異議はありません。
ただし、厳しい財政状況の折、駐車場に限らず、何らかの方法で庁舎に、より収益を生み出すための施策（有料広告など）については、基本計画に登載するかはともかくとして、検討をしていただければと考えております。

【市の考え方】

- ・現在の庁舎においても、駐車場や有料広告を活用した収益確保等を行っておりますが、今後も収益を生み出すための施策については検討していきます

(意見 7)

- ・基本方針 1～市民が誇りを持ち、ひとつとなる庁舎～
何がひとつとなるのか。

【本市の考え方】

- ・基本計画（検討案）P17 の冒頭に記載しておりますとおり、「地域間の連携や市民同士の交流など、一体感のあるまちづくり」といった意味合いです。

(意見 8)

- ・意見なし

(意見 9)

資料 3 (8) まちづくりの拠点としての課題の 1 つめの・項目について以下のようにしてはどうかと思います。

- ・庁舎には、様々な施策をリードする「まちづくりの拠点」としての役割を担う必要があります。社会情勢に対応し、時代とともに変遷する市民ニーズを把握しながら、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくことが求められます。

基本方針を以下のようにしてはどうかと思います。

- ・基本方針 1 わがまち富田林・まちづくりの拠点となる ～市民が誇りを持ち、未来の発展を支えるひらかれた庁舎～
- ・基本方針 3 すべての人にやさしい ～機能的でわかりやすい庁舎～
- ・基本方針 4 自然環境に配慮した ～環境にやさしい庁舎～
- ・基本方針 5 将来の変化に柔軟に対応できる ～経済的な庁舎～

【本市の考え方】

- ・いただいた意見については参考にさせていただき、委員長、副委員長を含めて検討を行った後、基本計画へ反映できるものについては反映します。

(意見 10)

- ・交流・協働、利便がしっかり入っています。
- ・理念、方針はよくまとまってきました。
- ・P9 の「誰もが使いやすいユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応」の表記については、意味合いを考えると「バリアフリー」を先に表記すべきではないか。

- ・（意見）「情報社会に対応し、だれもが情報を収集し、考え、発信できるセンターの役割を果たします」みたいな記述が P17 の富田林らしさ・情報発信機能の確保」の項の最初に入りませんか。
- ・「公衆衛生に十分配慮し、ソーシャルディスタンス（安全な距離）が保てるよう努めます」みたいなのが P18 の囲み記述で追加できませんか。

【本市の考え方】

- ・「バリアフリー」を先に表記すべきについては、検討します。
- ・P17 の富田林らしさ・情報発信機能の確保」の項への記載については、検討します。
- ・基本計画（検討案）P21 ■わかりやすく安心な窓口機能の中への記載を検討します。

（意見 11）

- ・意見なし

（意見 12）

- ・資料 2 の内容は、資料 3 の中に反映され、より一層きめ細かく、丁寧でわかりやすい基本計画となった。文言だけのことだが、P9 の最初の 3 行目「バリアフリーに対する対策が十分ではありません」のところの「対する対策」という文言を上記（5）「誰もが使いやすいユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応」という文言をそのまま使用し、「バリアフリーへの対応」とする方がすっきりするのではないか。
- ・P21 基本方針 3 について「市民をはじめとするすべての～人にやさしい庁舎とします」の文で「関係する市民・利用者のご意見を伺いながら誰もが利用しやすい人にやさしい庁舎とします」を基本方針と合致するよう「すべての人にやさしい庁舎とします」という文言にしてはどうか。「利用者」「利用しやすい」と似た言葉が重なるため。

【本市の考え方】

- ・「バリアフリーへの対応」への変更については、検討します。
- ・「すべての人にやさしい庁舎とします」への変更については、検討します。

（3）庁舎規模について

■第 1 次書面会議

- ・資料 4 で示した庁舎の必要規模については、委員 12 名中 8 名が承認する、1 名が修正が必要である、3 名が判断しづらく答えられないとの回答をいただきました。
- ・庁舎規模については、概ね承認をいただけたが、必要とする機能のスペースを十分確保することが可能か、他施設の集約は考えているのか、将来の変化に柔軟に対応できる庁舎を望む等の意見をいただきました。

承認する 8 名

修正が必要である 1 名

答えられない 3 名

（意見 1）

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・本市人口は、今後漸減すると推計される一方、超高齢社会を迎え市民の行政に対する要望等は

複雑多様化し増加するとも考えられる。また、IT化、行政事務のアウトソーシング等も考えられるなど、将来の行政事務量・職員数を推計することは難しいことから、現状をベースに検討することが妥当であると思料します。

(意見 2)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・現在在籍する職員を収容する最低限のスペースを確保しないと分散による非効率が生じる。

(意見 3)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・多面的な規模算定で用途変更のしやすい建物構造を検討されるという事で承認。
ただし、付加機能面積の算定で災害関連の部分を計上せず、庁舎基準面積に含むものとされていますが、備蓄倉庫等確保可能なのか、少し気になります。

【本市の考え方】

- ・本庁舎の中に備蓄倉庫のスペースを確保するとともに、本庁舎以外にも徒歩圏内に備蓄倉庫があることから、備蓄倉庫等の確保は可能と考えています。

(意見 4)

庁舎整備の必要規模について修正が必要である

- ・庁舎全体の規模について問題はないが、市民交流・協働スペースなどの面積の算出根拠が不明瞭である。特に市民の利用が多い窓口など、1階部分に多くが集中するので、アイデアが必要となる。例えば、1・2階が一つの空間になるような提案が求められる。
- ・資料4のP3の付加機能面積の算定を見ると、執務・管理機能関連（書庫、更衣・休養、管理）の諸室が990㎡となっており、市民が自発的に協働できるような場所は、実際のところ250㎡程度しかない。
それでは基本理念・基本方針が反映されているとは言えない。限られた面積なので、コンセプトに沿った面積区分が必要である。

【本市の考え方】

- ・1・2階の空間の使い方については参考にさせていただき、今後の設計段階で検討します。
- ・市民交流・市民協働スペースについては、現在、専用のスペースとして250㎡確保するとともに、飲食スペースやロビー等その他の共用空間を活用していただくことや市庁舎内の会議室を利用していただけるといった工夫を、どのように配置できるかを含め、設計段階で検討していきます。

(意見 5)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・庁舎整備の必要規模については、総務省の基準、近隣市との比較において、妥当な規模になっていると思います。（本来であれば市庁舎単独の検討ではなく他の公共施設等との関係（公共施設再配置計画（資料3 P3）には「耐震化の検討」しか記載されていないのか？ 機能を集約するのか、分散させるのか等の検討はされていないのか？）を含めて、従来の規模がよいのかどうか、総務省の基準のみを参照するのがよいのかどうかの検討があってもよいとは思いました。）
- ・上記と関連しますが、総合ビジョン、総合計画に記載のある「災害時の行政機能維持」につい

ては、資料4 P3の表に含まれる災害対策本部室などが付加機能面積として計上されているという理解でよいでしょうか。

- ・現在の敷地面積は記載がありましたが、現状の延床面積の記載は見つけることができませんでした。（庁舎の「基準面積」は延床面積という理解でよいでしょうか）現状と比較してどれぐらいの数値なのか示してあった方が、わかりやすい資料となるかと思いました。
- ・疑問点：職員アンケートにも自家用車での通勤が158人（台）あるとのことですが、資料4には来庁者用、公用車、駐輪場の資料しかありません。別に職員用駐車場があるということでしょうか。職員は近隣のコインパーキング等に駐車しているということでしょうか。

【本市の考え方】

- ・「富田林市公共施設再配置計画」における市庁舎の再配置方針として、機能方針では、『行政上の執務及び手続等の拠点として、機能を維持する』とし、建物方針では『本施設は維持するが、防災体制の強化や災害時の行政機能の維持に向け、耐震化を検討する』となっているため、集約、分散に関しては検討されておられません。
- ・その通りです。
- ・現在の庁舎面積については、資料4への記載を検討します。
- ・市職員専用の駐車場はございません。個人で近隣の駐車場を借りている状況です。

（意見6）

現時点では判断しづらく答えられない

以下の点から、いったん意見を留保します。

- ・少子高齢化が進むなか、出先の部署を本庁舎に集約するという事も想定されます（いわゆるコンパクトシティ）。この点について、事務局にご照会させていただいたところ、「庁舎整備については、将来、職員数の減少や機構の変化により出先部署の集約も考えられることから、将来、余剰スペースが生まれた場合は部署の集約も可能な臨機応変に対応できる構造を目指します。」との回答をいただきました。この回答を踏まえ、現時点では、特段の集約は想定されていないということでしょうか。その当否はともかくとして、庁舎整備基本計画において、出先の部署などの集約の可能性をどのように位置づけるのでしょうか。庁舎の整備に関し、今後の方向性として明確にしておくことが庁舎のあり方はもちろん、庁舎規模の当否を考えるうえでも前提となるべき事項と史料いたします。
- ・資料4の4頁で「執務室の形状や執務室内の柱などの位置を工夫することで、より効率的なレイアウトが図れ、規模削減が可能」とあります。この点について、事務局に具体的な内容をご照会させていただいたところ、「平均執務面積を総務省基準の9.5㎡から10%削減した8.5㎡へと変更した結果、庁舎規模を1,000㎡削減した」との回答をいただきました。執務室の形状や柱の位置をどのようにして工夫すれば平均執務面積を10%の削減できるのかについて、もう少し具体的なイメージを持てる情報をいただければ幸いです。

【本市の考え方】

- ・現時点で集約については考えておりません。
また庁舎の規模については、現在の状況と付加機能面積を足して算出してありますが、資料4 P1に記載のとおり、今後の状況によって、他機能の導入が可能な用途変更のしやすい建物構造を検討します。

- ・形状や柱の位置については、効率的なレイアウトとするための一つの考え方であり、具体的に何%削減するための手法ではありません。算出された面積（9.5㎡/人）から規模削減の余地があるのではないかというイメージで示しているため、具体的な検討は設計段階で行います。

(意見 7)

現時点では判断しづらく答えられない

- ・現時点において、社会福祉協議会を庁舎にどの考えはあるのか。

【本市の考え方】

- ・設計段階において検討します。また、将来、余剰スペースが生まれた場合においては検討の対象に含まれる可能性があります。

(意見 8)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・現在の職員、議員数をもとに設定することが1番根拠として説明しやすいと思う。

(意見 9)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・庁舎整備の必要規模については、現時点で考えることは妥当であると思います。基本方針にもあるように、将来の変化に柔軟に対応できる経済的な庁舎を考えていけばよいと思います。

(意見 10)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・コロナウイルスをはじめ、今後、公衆衛生上の観点からスペースは広めにとり運用する必要性が出てきました。
- ・キッズコーナーや授乳室等、子育て施策のスペースについても十分な検討が必要である。

【本市の考え方】

- ・基本計画（検討案）P21 ■わかりやすく安心な窓口機能の中への記載を検討します。
- ・子育て施策のスペースについても検討します。

(意見 11)

現時点では判断しづらく答えられない

- ・現在大きな課題になっている西部地域における行政的役割の充実への着手も考えながら、本館の建て替えの議論が必要だと考えます。
- ・「コンパクトありき」ではなく、2～30年を見越した規模、役割を考えた庁舎の建設を希望します。

【本市の考え方】

- ・西部地域における行政的役割の充実については、ご意見として承ります。
- ・資料4のP1に記載のとおり、将来を見据えた、用途変更のしやすい建物構造を検討します。

(意見 12)

庁舎整備の必要規模について承認する

- ・算定法、基準が明確で納得できる。
- ・コンパクト化を目指すため、10%削減、他市事例を示すなど精査の努力が伺える。
- ・駐車場に関しても利用台数が800～900と増える月も考慮し、設定台数を算出しているの

でよいと思う。

- ・資料4のP1の〈人口推計及びシミュレーション1・2における総人口の推移〉のグラフの横軸が平成標記となっているため、西暦か令和の標記に変えた方がよい。

【本市の考え方】

- ・記載の表記については検討します。

■第2次書面会議（資料3）

- ・庁舎規模については、第1次書面会議で概ね承認されたことから、基本計画（検討案）の庁舎規模を「15,500㎡」と設定します。
- ・基本計画への表現の一部を再度検討することや、市民交流・市民協働スペースの大きさについてもご意見をいただきました。
- ・今回の新型コロナウイルスの影響により、公衆衛生上の観点も取り入れながら検討を進めていかなければならないとの意見もいただきました。

（意見1）

- ・市民交流・協働スペース（250㎡）は、使い方の目的・概念を想定したうえで、必要な施設空間規模を他の条件も勘定して設定するのでは。

（意見2）

- ・規模は現在の職員数や事務量から計算することが妥当であると思います。

（意見3）

- ・庁舎規模について、皆様のご意見を拝見しましたが、正副委員長、委員さんは修正が必要とされるご意見も含めて概ね承認されています。
- ・現時点では判断しづらく答えられないというご意見に関しては、資料3で考え方を示していただいておりますが、事務局で再考査の上、判断いただけるよう委員さんに提示いただきたいと思います。

（意見4）

施設全体の規模については、承認するという意見である。

問題定義として、市民交流・市民協働スペースが250㎡では基本方針を反映しているとは言えないと考える。

- ・飲食スペースやロビーの共用空間は、上記の主要室とはならない。
 - ・会議室の利用についても、優先順位が低い扱いとなる可能性が大きい。
 - ・設計段階で検討するのではなく、設計条件として明確化する必要がある。
 - ・1階を車に占領させず、豊かな自然環境の中の象徴的な市民の場を計画する。
 - ・上記より、地下駐車場を検討する。（平面、断面の構想ダイヤグラムを提示する。）
 - ・主要室・所要室、共用空間を含め、今日的な室名に改善し、用途表現する。
 - ・コンパクトな高機能空間を目指すことで、ゆとりの市民スペースを実現する。
- 以上、どれもが具体的指針を示す項目であり、必要規模に関連する内容である。

(意見 5)

- ・「公共施設再配置計画」を拝見しましたが、戦略的な集約、分散について検討されていないことはわかりました。「現状を前提とする」のであれば、妥当な規模であると思います。

(意見 6)

今回いただいた事務局のご説明などをふまえ、意見を「承認する」といたします。

ただし、以下の2点についてご留意していただきたく申し添えます。

- ・ 1 庁舎の必要規模を考える前提として、計画策定段階では、部署の集約などを考慮せずに現在の市役所庁舎機能の維持を基本とする（ただし、状況に応じて今後検討する）といったことを明らかにしておく必要があると思料します。
- ・ 2 第1回書面会議資料4の4項◆基準面積のコンパクト化の項目中「職員1人あたりの平均執務面積を9.5㎡より10%程度削減した8.5㎡とし、可能な限り庁舎面積のコンパクト化」とあるのを、「職員1人あたりの平均執務面積を9.5㎡より10%程度削減した8.5㎡とすることを目標として、可能な限り庁舎面積のコンパクト化」に修正してください。（現行の表現であると、当然に10%の削減が可能であるようにも解せますが、事務局のご説明ですと、あくまで「削減の余地があるのではないかというイメージで示している」に過ぎないからです。）

(意見 7)

- ・ 庁舎規模に関して、他の委員より提案がありましたように、公衆衛生上の観点よりすべてを見直す必要があると思います。

(意見 8)

- ・ 意見なし

(意見 9)

- ・ 意見なし

(意見 10)

庁舎整備必要規模について承認する。

- ・ 基本的に承認します。ただし、将来の変化に対応可能についてはさらに深めていく必要があります。社会変化に対する「レジリエント（弾力性・回復力）」は今SDGsの重要課題となっており、内閣府も重視しています。

また、今回のコロナ禍は今後の社会基盤の「開疎化」を求めることになると思います。市庁舎等の公共の建物の三密を避ける新デザインは持続性ある社会づくりのポイントとして、提起されてくることは必定だと思います。市庁舎のコンパクト化そのものに異存ありませんが、この流れと矛盾する安易な縮小をすることはできないと思います。

(意見 11)

- ・ 建設後に後悔しないように「内容、規模ありき」にならないようにして下さい。

(意見 12)

- ・ 庁舎整備の必要規模について、前回同様承認する。
- ・ 事務局の考え方についても理解できる。
- ・ 12名中8名の承認があったことから、この方向で進めていくことが望ましい。

(3) 整備場所について

■第1次書面会議（資料5、6）

- ・資料5及び6で示した庁舎整備の場所について、「現在地」と設定することに対し、委員12名中10名が承認する、2名が判断しづらく答えられないとの回答をいただきました。
- ・庁舎整備の場所については、概ね承認をいただけたが、他候補地においても可能性があるのではないかという意見や各候補地の評価について、様々なご意見をいただきました。

承認する 10名

修正が必要である 0名

答えられない 2名

(意見1)

[候補地1 現在地]

- ・⑤まちづくりの可能性について、本基本計画に新庁舎に係る地域整備の構想・計画に関する提言がないため、配点はその提言や具体性によって大きく差異を生じる。

[候補地2 金剛中央公園]

- ・都市公園法では、公園内に建築できる建築物の用途、建ぺい率が限定されているため、市庁舎の建築はできないのでは？公園区域から除外(都計法、公園法の変更手続き等)する計画であれば別ですが。

[候補地4 すばるホール]

- ・すばるホールの大規模改修工事等の将来予定があれば、現庁舎とすばるホールの土地交換を行い、夫々建築を建て替える。
- ・現庁舎位置でのすばるホール建て替えは、地域整備の中核施設として計画され、寺内町と二眼レフで“劇場都市 富田林”の拠点施設となる。
- ・現すばるホールの場所は、新庁舎として総合的に見て、立地性、利便性は悪くはないと思います。

【本市の考え方】

- ・[候補地1 現在地]まちづくりの評価については、あくまでもすべての候補地における現在の周辺環境の特徴と将来性を評価しています。
- ・[候補地2 金剛中央公園]その通り、できません。あくまでも公園区域から除外することを前提として検討しています。
- ・[候補地4 すばるホール]すばるホールの大規模改修の予定は現時点でございません。

(意見2)

- ・時間的制約があるので仕方がないが、人口減少を止める副都心構想の様なものを近隣市町村や公共交通機関等とタイアップして数箇年計画で検討できれば夢があったと思う。

【本市の考え方】

- ・ご意見として承ります。

(意見3)

- ・資料5、6に基づき承認。

(意見 4)

- ・資料 5 及び資料 6 の内容の結果より判断できる。
歴史的かつ利便性の視点、また他の公共施設との連携など、富田林の中心部であり、駅周辺を含め活発な市民活動の拠点となり得る場所である。

(意見 5)

- ・P5 以降の表中、③敷地の制約のところ用途地域の階数制限があるとの記載があります。建ぺい率と容積率から類推した階数でしょうか（それでいえば近隣商業地域（300/80）も 4 階建ての制限と評価されるのではないかと思います）。ある程度のわかりやすさは必要かと思いますが、誤解を与えない表現をご検討いただければと思います。（私見では容積率の記述があれば十分ではないかと思います）
- ・素朴な疑問ですが、第一種中高層、第二種中高層は市役所の用途は制限されているのでしょうか？「建物用途が適合しない場合」というのがどういうケースを想定されているのか、ご教示いただければと存じます。
- ・資料 4 で導いた 1. 5 万平米程度の規模の建築物は、1 万平米程度の敷地面積、容積率 200% であれば十分建築可能といえないでしょうか。少なくとも「C」という評価は低すぎると思いましたが、どうでしょうか。
- ・全体を通じて、候補地 1 に結論を導くために、他の候補が実状以上に低い効果になってしまっていないかとの印象があります。端的に「公共交通のアクセス」「事業の効率性」から候補地 1 が妥当ということではよいのではないかと思います。

【本市の考え方】

- ・第一種中高層住居専用地域に建築することが出来る建築物として、建築基準法別表第 2（は）項第 7 号に公益上必要な建築物で政令の定めるものとあり、政令 130 条の 5 の 4 第 1 号に「税務署、警察署、保健所その他これらに類するもの（法別表第 2（い）項第 9 号に掲げるもの及び 5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。」と規定されております。
以上のことから、用途地域における建物用途の規定として、5 階以上の部分を除くという制限があることから、4 階建以下という表現をしております。
- ・第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域においては、政令 130 条の 5 の 4 第 1 号で税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第 2（い）項第 9 号に掲げるもの及び 5 階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）と規定されております。
市役所としての庁舎機能以外の用途も含め、複合用途として建築物を計画する場合、建物用途として事務所等と判断される場合があります。その場合、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するものとしてみなすことができなくなり、建物用途が適合しなくなります。
- ・資料 5 の③敷地の制約についてのご意見かと思いますが、③は敷地面積や容積率だけで評価する項目ではなく、敷地状況や用途地域・手続きを含めた評価となっております。
- ・あくまでも各候補地の評価は、5 つの評価の視点を基にした絶対評価であり、総合的に検討をしています。

(意見 6)

- ・現在の庁舎のある場所の利便性は極めて高く、それ以外の場所は考えにくいこと等から、整備場所について承認します。ただし、現在の場所に新たな庁舎を整備する間、市役所としての機能が失われることがないように適切な措置を講じていただければ幸いです。

(意見 7)

- ・庁舎建て替えを機に寺内町の問題、すばるホールの問題（駅から少し離れている、音楽ホールとしては評価↓など）など、解決する、出来る可能性があるとするなら候補地4 すばるホールと考えます。
- ・ホール機能を別の場所で確保する必要があるとするなら、レインボーホールを活用すればC評価クリア。代替用地は、今の庁舎でC評価クリア。尚、そこにて寺内町の活性化となるような市民活動、文化発信などの拠点を作る。

【本市の考え方】

- ・公共施設再配置計画では、全候補地の機能を維持するとしており、集約等の計画はございません。

(意見 8)

- ・利便性（行政間の事務処理や連携のしやすさ）（公共交通機関までの距離が近い）

(意見 9)

- ・これまでの富田林の町の成り立ちや人の流れを考慮すると、現在地が中心地であり、今後のまちづくりの可能性などの視点からも候補地1が適していると思います。

(意見 10)

- ・この案で結構です。

(意見 11)

- ・交通の便がいいので。しかし、交通の便が悪いところに住んでいる市民への手立てが必要と考えます。バス会社3社や巡回バスの活用が大切と考えます。

【本市の考え方】

- ・ご意見として承ります。

(意見 12)

- ・評価項目の①～⑤において、市民の安心・安全を一番に考えると、①防災性（特に災害時の対応性）②利便性（だれもがアクセスしやすい）という項目が上位となる。
- ・総合点からも明らかなように、現在地が最適というのは揺るぎない。

■第2次書面会議（資料4）

- ・整備場所については、第1次書面会議で概ね承認されたことから、基本計画（検討案）の庁舎整備の場所を「現在地」と設定します。
- ・各候補地の評価や基本計画への記載内容についてなど、より分かりやすい表現になるようにいくつかのご意見をいただきました。

(意見 1)

・意見なし

(意見 2)

・利便性を重視して、現在地が最も適していると思います。

(意見 3)

- ・庁舎整備場所については、前回資料の 5、6 により「現在地」が最適なのは明白で問題はないと考えます。
- ・他の候補地については様々な問題点があり、問題を解決して具現化しても、耐震に問題がある旧庁舎をどう扱うか疑問が残ります。

(意見 4)

・現庁舎位置での建て替え計画を進めるということによいと思うが、その場合、より具体的なメリットを分かりやすくまとめて示すことが肝要である。それには、庁舎を含めた周辺地域の「新たなまちづくり計画」を示し、魅力あるまちの将来像と新市庁舎の役割について市民の理解を得られるようにすることが重要である。新しい庁舎が、市民が協働するまちづくりの拠点であり、市民の自主的活動の場であるというプログラムをイメージ図やダイアグラムで表現・伝達することを提案したい。

(意見 5)

- ・政令で定められていることは理解しました。ご教示ありがとうございました。できれば、そのような表記（注釈等）をご検討いただければと存じます。
- ・第一種中高層、および第二種中高層が 4 階以下に定められていることは理解しましたが、検討の俎上に載っている候補はそれなりの敷地面積となっておりますので、仮に 4 階建て以下としても所定の床面積は確保できるのではないのでしょうか。また、他の施設・機能を集約する予定はないとのことでしたので、複合用途として事務所等と判定されることはないかと思いますがいかがでしょうか。
- ・A 評価、B 評価、C 評価の基準がよくわかりません。例えば調整区域にあるものが「C」に評価されるのはわかりますが、それと同等の評価でよいのでしょうか。市街化区域内の用途地域で制約がありつつも可能性があるのであれば、「B」評価とはいえないのでしょうか。いずれにしても各評価の評価基準をもう少し詳しく説明いただければと思います。

(意見 6)

・第 1 回意見記入シートのとおり、現在地が相当であると思料します。

(意見 7)

- ・候補地の評価・比較資料に関して、事務局の思いが強調されていたように感じました。
- ・建て替えの場所に関しては、委員としてしっかり議論したかった事案でした。
- ・現在地にて建て替えを承認いたしますが、ぜひ寺内町の問題や市民の活動拠点となるような庁舎にしてほしいです。

(意見 8)

・意見なし

(意見 9)

・意見なし

(意見 10)

- ・庁舎整備場所について、基本的に事務局の考え方に賛成です。

(意見 11)

- ・意見なし

(意見 12)

- ・庁舎場所を現在地として承認する。
- ・様々なご意見に対して、事務局の考え方に納得できる。
- ・12名中10名より現在地の承認があったので、前に進めてもよい。

(4) 職員アンケート（報告）について（資料7）

- ・職員アンケートの結果については、市民が感じている課題と共通している点が多いことや、現状の市役所内のスペースが不足していることに対して、賛同していただける意見をいただき、市民と職員が共に使いやすい庁舎を目指さなければならないことを再確認しました。

(意見 1)

- ・現状庁舎が、様々な面において面積規模で相当狭あいであると見られる。

(意見 2)

- ・利用する市民も大切であるが、毎日業務遂行する職員の利便性やモチベーションアップにつながるものが、市益になると思う。

(意見 3)

- ・特にありませんが、十分に参考にさせていただきました。

(意見 4)

- ・庁舎という建物について、機能や利便性に偏向した意見が目立つ。
- ・庁舎が持つべき本来の意味に言及した意見が少ない。
- ・質問内容に問題があると思うが、内向きの意見が多く、不満も多い。
- ・物理的な機能の質問も必要だが、心理的な質に関する質問もほしい。

(意見 5)

- ・職員の方々の利用の様子を見て取ることができました。
- ・印象ですが、「不足している」ことについて自明のことの確認になっているので、もう少し各課の業務内容から戦略的に求められる機能や庁舎のあり方に関する意見が聞けるとよかったです。

(意見 6)

- ・感想になりますが、アンケートからは、会議室や打ち合わせスペースについて、十分な「数」を確保する必要性が高いと感じました。
- ・また、会議室、打ち合わせスペース及び書庫・倉庫について、将来において、機構改革がありうることを意識した配置を想定しておくことが必要であると考えます。市役所においては、たびたび機構改革が行われるところ、機構改革があるたびに書庫や倉庫の大幅な入替を行うのは、

作業として大変であるし、公文書の紛失のリスクも高まると考えます。

(意見 7)

- ・昼食を自席でとることは、市役所（全国的）は通常 OK なのですか。市民利用者からすると昼食をとっている様子は見たくないですが。
- ・職員以外の方々（保険、ヤクルト牛乳など）は OK なのですか。建て替え前に改善できることは行動おこすべきかと思います。

【本市の考え方】

- ・昼食スペースの不足や昼休憩時間にも窓口業務を継続している状況等があり、本市では認められています。
- ・市庁舎での職員以外の活動については、市庁舎使用許可の申請に基づき、許可を出しております。

(意見 8)

- ・意見なし

(意見 9)

- ・日々、業務をされている職員さんの意見は貴重です。是非しっかり聞いて改善できるところは取り入れていく必要があると思います。まず職員さんが快適に余裕を持って業務をしていただくことは、市民サービスの向上につながります。

特に自由記述の中に「市民の皆様から使いやすく、きれいな市役所、そして温かい職員の姿が常に感じていただけるような庁舎」とありましたが、心がつながる庁舎ができればいいなと思います。

- ・また、書類を入れる場所が少ないという意見が多くありましたが、本当にその書類が必要なのか見直す必要があると思います。電子決裁等も積極的に取り入れ、ペーパーレス化に取り組んでいただくことで、保管庫も最小限にできますし、その保管庫は市民の個人情報をしっかり守る施設のできるものにする必要があります。ペーパーレスにすることは、環境にやさしい庁舎にもつながります。
- ・今、世界中がコロナの影響で大変なことになっていますが、在宅勤務など、仕事のやり方を見直す時期にあります。会議のやり方も工夫をすることで、会議室の数も減らせるかもしれません。その分、市民が主体的に活動できる場をつくっていただければと思います。

(意見 10)

- ・現状の古さにより、執務、市民交流、労働環境に問題があることがよく分かりました。
- ・新しい視点として、防災、交流、市民応接を重視している様子がよく分かりました。書庫の問題も重要ですね。

(意見 11)

- ・意見なし

(意見 12)

- ・市職員が現庁舎について感じている問題点は市民とほぼ一致している。（建物の老朽化やスペースの狭さ）
- ・また、今後新庁舎に期待する点も市民と同等である。（防災拠点・利用のしやすさ）
- ・新庁舎は働く人にとっても快適で、意欲をもって仕事ができる場所でなければならない。

- ・今、言われている「働き方改革」を進めていく上でも、職員の希望がかなうような環境整備を図ることも新庁舎の建てかえ目的の一つである。

(5) その他

■第1次書面会議

- ・基本計画全体について、その他委員の考えや意見をいただきました。
- ・今回の書面開催は致し方ないものの、基本計画の内容についてはしっかりと議論をしていきたいとの意見もありました。

(意見1)

- ・基本理念・基本方針、コンセプトがしっかり活かされ、将来を見据えた市民目線の庁舎をつくるためには何をすべきかを考えたい。
コンパクト化とは、高機能・省スペースであり、人にとってゆとりを感じる空間のこと。
明るく開放的とは、自然の光に満ちた自由空間で、密室でなく情報が開示されていること。
機能的で便利とは、早いスピードの処理ではなく、人に優しく心地よい距離と動作である。

【本市の考え方】

- ・ご意見として承ります。

(意見2)

- ・十分な検討と協議の基に、すみやかに市長に提言することを望んでいます。

(意見3)

- ・引き続きよろしく願いいたします。
- ・しばらく自粛要請は続くのでは…と思われるので、みなさんの環境、委員長のご意見もあろうかと思いますが、オンラインでの開催もご検討いただければと思います。

(意見4)

- ・当委員会の進行について、今回の書面開催はやむを得ないと思料しますが、今回の各委員の意見を共有し、議論できる機会があればよいと考えます。

(意見5)

- ・もっとしっかり議論したいですね。事業債の期限延期の実現を期待します。
庁内検討委員会の意見で庁舎を事務所と言う、庁舎とまちづくりを想像できない意見があり、市民とのズレを感じました。

(意見6)

基本方針5の■フレキシビリティの確保の1つ目の項目

- ・「将来の機構改革や庁舎自体の機能の変化に対応する場合に、大規模工事とならないよう、コア部分を除いて、耐震壁を配置しない構造を検討します。」の表現がわかりにくいと思います。コア部分は耐震するが、それ以外は壊れやすい物にするということですか。説明不足です。誤解されないような表現にした方がよいと思います。

【本市の考え方】

- ・資料3 P30 ■「フレキシビリティの確保」の表現については検討します。

(意見7)

- ・市民交流機能と情報提供機能はこれから特に重要です。
- ・今回のソーシャルディスタンスをどう扱うかは難しいところですね。これまでより余裕のあるスペース取りが求められることは間違いないです。議会や市民意見でも出るはずですよ。

(意見8)

- ・寺内町や新堂廃寺など、豊富な観光スポットを町おこしに活用してきている富田林市に資料館（博物館）を建設すべきではないでしょうか。世界遺産登録されている百舌鳥・古市古墳群とセットに多くの観光客を呼び込む施設を新市長だからこそ期待をします。
- ・金剛エリア（西部地域を含む）での支所的機能が早急に必要だと思います。
- ・すべてを通して高齢者、障がい者、社会的に弱い市民にやさしい施設にしてください。

【本市の考え方】

- ・ご意見として承ります。
- ・基本計画（検討案）の基本方針3に記載しておりますとおり、すべての人にやさしい庁舎を検討します。

■第2次書面会議

- ・基本計画全体について、その他委員の考えや意見をいただきました。
- ・今回の新型コロナウイルスの影響を鑑み、災害時や緊急事態にも対応可能な庁舎となるよう、基本計画にもその旨を記載し、設計の段階で具体的な検討を進めていく必要があるとの意見もいただきました。

(意見1)

1. 市人口ビジョンで本市人口は、2015年115,601人が2060年60,660人に約半減（▲47.5%）すると推計。全国人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）は、2015年12,709万人が2060年9,284万人（▲26.9%・中位仮定）。本市人口減少率は、全国のそれと比べて大きく上回る人口減少・高齢化が急速に進んでおり、いわゆる消滅可能性都市と推定されている。この状況に歯止めをかける「持続可能なまちづくり」が本市喫緊の課題と考量します。
 - ・大阪都市圏の東南部約20Kmに位置する本市は、持続可能なまちを目指すプロジェクト（PJの有無は不明）の一環として庁舎整備を位置づけ実施。そのため庁舎単体の計画とせず、周辺地域整備を含めた中心地区 TOKIWA 都市整備ビジョンを持つことが求められます。
 - ・自治体の総合計画（総合ビジョン）は、1～3年前後でローリング（見直し）され、その見直しに際し個別分野の課題・計画が総合計画へフィードバックされる。それ故に本庁舎整備基本計画で、前記のビジョンを持つことが必要と思料します。
2. 建設コスト縮減と質を確保するため、CM（Construction Management）導入が検討される。
 3. 庁舎計画に関する委員会の提言を、実施設計でどのように具体化していくかが、今後優れた庁舎を実現する上で肝要であると思います。
 4. 市議会議場・会議室を市民の利用に解放

- ・議場は、音楽コンサート、演劇会などイベント利用にも供し、会議室は住民の集会、会議などに利用する計画。これにより庁舎施設の合理的利用が図れ、併せて議会と住民の交流・相互理解を深めることができる。
- ・その他、議場をフラット床にして多目的に利用可能な計画も検討される。
- ・この提案を実現するためには、庁舎全体の配置・平面計画・デザイン等を十分検討することが重要。

(意見 2)

- ・基本理念について、案3及び案4を選定記入しましたが、D委員のご意見で「人・歴史・自然を次世代につなぐみんなが集える庁舎」を支持します。
富田林庁舎の基本理念なので、敢えて富田林と謳わなくてもいいと思う点と3、4案両方のよ
いと思う部分がシンプルにまとめられている点が支持する理由です。
また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、防災体制や災害時の行政機能維持
も含め、新たな庁舎に求められ、想定される要件を盛り込む必要があると考えます。

(意見 3)

- ・資料3の庁舎整備（施設の規模）については、各必要諸室の面積の算出と割り当て及び階数レイアウトについての意見も必要だと思う。特に、1階部分に要望が集中する傾向にあり、豊かな市民の自主的活動の場が実現できるか不安が残る。設計段階で検討するのではなく、計画指針として明確な設計条件を示すべきである。
- ・資料4の庁舎の整備場所については、周辺のまちづくり構想もセットで計画提案されるのが好ましいと考える。1階部分が如何に開放的で街と連続しているかなど、インフラ整備や環境整備も含めたより具体的な計画指針を示すべきであると考えます。

(意見 4)

- ・新型コロナウイルスの感染の昨今を鑑みると設計や素材選びなど、かなりの工夫が必要とされるのかと思います。

(意見 5)

- ・新庁舎を建てるにあたり、富田林のまちづくりを先導する庁舎であってほしいと思っています。危機管理機能の向上はもちろんのこと、だれもが安心して利用でき、市民活動を支援するスペースや、市民交流ギャラリーや市政情報センターなどを配置することにより、市民に親しまれ、開かれた庁舎にしていただきたいと思っています。
また、新しい景観を創出することにより、まちにインパクトを与え、元気に賑わいのあるまちづくりが促進できたらいいと思います。
行政施設として、市民サービスのより一層の向上に貢献していただき、市民協働の拠点として市民に愛され、市の更なる飛躍と発展に大いに寄与していただけるものとなるよう、心から望みます。

(意見 6)

- ・規模のところで書きました庁舎の開疎化はこれまで課題として想定されていませんでした。しかし、本市の庁舎建設は全国的にもコロナ禍以後のデザイン例として注目されると思います。しっかりした検討のもとにモデルケースとする責務があると思います。

(意見 7)

- ・災害や今回のコロナ騒動など、予測できない事に可能な限り対応できる庁舎が求められます。すでに建設されている他市などを参考にして、より充実した庁舎を期待します。